

住居確保給付金（家賃補助）の案内

離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方、または住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分の給付金を支給します。また、就労支援等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援も行います。

【注意事項】

- 滞納分の家賃は、給付の対象にはなりません。
- 管理費・共益費・駐車場代等についても、給付の対象にはなりません。また、給付される家賃額には、上限があります。

1 支給額・支給期間・支給方法

① 支給額

支給額 = 基準額 + 賃貸する住宅の1か月あたりの実家賃額 - 世帯収入額

1か月ごとに、下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。

ただし、管理費、共益費、駐車場代等は家賃額には含まれません。

世帯人数	支給上限額
1人世帯	24,200円
2人世帯	29,000円
3～5人世帯	31,500円
6人世帯	34,000円

② 支給期間

原則3か月

就職活動を誠実かつ熱心に実践している方であって、支給要件に該当している場合には、3か月ごとに2回の延長が可能です。

③ 支給方法

原則として、霧島市が住宅の貸主等の口座に直接振込みます。

※ 支給額以外の自己負担分は、直接、貸主等にお支払いください。

※ 申請日の属する月に支払う家賃相当分から対象となります。

（住居を喪失された方は、入居に際して初期費用として支払いを要する分の家賃の翌月以降分からの支給が対象となります。）

住居確保給付金（家賃補助）を受給するための要件

申請時に次の①～⑤のすべてに該当する方が対象になります。

□ ① 基本要件

離職またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者。

□ ② 離職期間

□ 離職または廃業の方（申請日において、離職・廃業の日から2年以内であること。）
ただし、当該期間に疾病、負傷、育児等のやむを得ないと認められた事情により30日以上
の求職活動を行うことが困難であった場合は、求職活動を行うことが困難であった日
数に2年を加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年以内であること。

□ やむを得ない休業等により収入減少の方

就業している個人の給与・その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべ
き理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等
程度の状況にあること。

□ ③ 生計維持要件

離職等の日において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること。また、以前は主たる
生計維持者ではなかったが、その後の離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっ
ている場合も対象となる。

□ ④ 収入要件 ➤ 収入要件の確認は、4 ページを参照

□ ⑤ 資産要件

申請日における世帯全員（申請者及び申請者と同一の世帯に属する者）の所有する金融資
産の合計額が、下表の金融資産上限額以下であること。

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
金融資産上限額	468,000 円	690,000 円	840,000 円	1,000,000 円

- ・ 金融資産とは、預貯金、現金、外貨、債券、株式、投資信託等を指します。
- ・ 生命保険（個人年金保険・学資保険）は含みません。
- ・ 負債がある場合でも、金融資産とは相殺はしません。

☐ ⑥ 求職活動要件 ➤ 求職活動要件の確認は、5～6ページを参照

ハローワーク等に求職の申込みを行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行うこと。ただし、自営業の方は経営改善のために、よろず支援拠点、商工会議所等の公的な支援を受けることを要件とする。

☐ ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

☐ ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。

☐ ⑨ 現在、生活保護を利用していないこと。

☐ ⑩ 過去に住居確保給付金を受給していないこと。

※ ただし、支給終了後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）、
その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき重大な理由または当該
個人の都合によるものを除く。）、就業している個人の給与やその他の業務上の収入
を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前
の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合（常用就職または
給与、その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当したものに限る。）
には、再度申請が可能です。

☐ ⑪ ①～⑩までの項目に該当し「住居確保給付金申請時確認書(様式1－1A)」の内容
について誓約及び同意すること。

申請日の属する月における、世帯全員（申請者及び申請者と同一の世帯に属する者）の収入合計が、次の「収入基準額」を超えないこと。

- 収入とは、給与収入、事業収入（自営業など）、公的給付（失業給付や年金）、定期的な仕送りなど、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】総支給額（社会保険料等天引き前）－ 交通費支給額

【自営業等の事業収入】総収入金額 － 必要経費（※確定申告に準ずる）

※ 算定外対象

手当給付（児童手当・児童扶養手当・奨学金など）、職業訓練受講給付金、各種保険金の受取、通勤手当、裁判所等で作成された証明書により確認可能な養育費等。

世帯人数	①収入基準額 ②基準額 + 申請者家賃（③家賃上限額）	④収入上限額
1 人	86,000 円 + 申請者家賃（上限 24,200 円）	110,200 円
2 人	124,000 円 + 申請者家賃（上限 29,000 円）	153,000 円
3 人	147,000 円 + 申請者家賃（上限 31,500 円）	178,500 円
4 人	175,000 円 + 申請者家賃（上限 31,500 円）	206,500 円
5 人	209,000 円 + 申請者家賃（上限 31,500 円）	240,500 円
6 人	242,000 円 + 申請者家賃（上限 34,000 円）	276,000 円

住宅確保給付金を受給するためには、以下の状況に応じて求職活動を行う必要があります。

【常用就職を目指した活動】

①	ハローワークへの求職申込み
②	<u>月2回以上</u> 、ハローワークでの職業相談等を受ける ➤ ハローワークで職業相談を行い、「職業相談確認票（参考様式6）」担当者から、相談日、担当者名、支援内容、職業安定所確認印等を記入してください。
③	原則 <u>週1回以上</u> の企業等への応募・面接の実施 ➤ ご自分で求人先へ応募を行い、求人先の面接を受けて「常用就職活動状況報告書（参考様式7）」に状況を記入してください。
④	<u>月4回以上</u> 、地域福祉課・地域福祉グループの面談等の支援を受ける ➤ 当課で面接等を行い、「職業相談確認票（参考様式6）」及び「常用就職活動状況報告書（参考様式7）」を提出し、求職活動を報告してください。 また、申請理由が「やむを得ない休業等による収入減少」の方については、給与その他業務上の収入額を確認することができる書類を毎月提出してください。
⑤	プランに沿った活動

※ 常用就職とは、「期間の定めのない労働契約または期間の定めが6か月以上の労働契約」を指します。雇用形態（正社員、パート等）は問いません。

☆ 支給決定後に常用就職した場合

- ☐ 住居確保給付金支給決定後に常用就職した場合には、常用就職届（様式6）及び収入の見込みが確認できる書類をご提出ください。
- ☐ また、常用就職届（様式6）を提出後は、給与明細書のコピーなどの収入額を確認することができる書類を、給与日以降速やかにご提出ください。

☆ 地域福祉課・地域福祉グループとの面談の際には、下記の書類をお持ちください。

- ☐ 職業相談確認票（参考様式6）
- ☐ 常用就職活動状況報告書（参考様式7）
- ☐ 求職活動状況が分かる資料（求人票など）
- ☐ 給与その他業務上の収入額を確認することができる書類
 （※申請理由が「やむを得ない休業等による収入減少」の方のみ）

【自立に向けた活動（自営業の方）】

①	経営相談先への相談申込み
②	原則<u>月1回以上</u>、経営相談先への面談等の支援を受ける ➤ 経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動計画書（参考様式 10）」をご自身で作成してください。また、「自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）」に、相談日、担当者名、支援内容等について記入してください。 経営相談先に「職業相談確認票（住居確保給付金）【自営業者用】（参考様式6）」の記入を依頼してください。
③	経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、<u>月1回以上</u>、当該計画に基づく取り組みを行う ➤ 「自立に向けた活動計画（参考様式 10）」の作成後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。
④	<u>月4回以上</u>、地域福祉課・地域福祉グループとの面談等の支援を受ける ➤ 当課の自立相談支援員等による面接等を行い、「自立に向けた活動計画（参考様式 10）」及び「自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）」を提出してください。 また、毎月、収入を確認できる書類を提出してください。
⑤	プランに沿った活動

※ 6か月以降もなお、事業再生できずに再延長になった場合には、「常用就職を目指した求職活動」に切り替えていただきます。

☆ 自営業者の方は、経営改善のための活動を行うに当たっては、下記のいずれかで公的な支援を受けることを要件とします。

- ・ 鹿児島県よろず支援拠点 TEL (099) 219-3740
- ・ 霧島市商工会議所 TEL (0995) 45-0313
- ・ 霧島市商工会 TEL (0995) 42-2128

☆ 地域福祉課・地域福祉グループとの面談の際には、下記の書類をお持ちください。

- ☐ 職業相談確認票（住居確保給付金）【自営業者用】（参考様式6）
- ☐ 自立に向けた活動計画書（参考様式 10）
- ☐ 自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）
- ☐ 自立に向けた活動状況が分かる資料（ある場合）
- ☐ 月の収入額を確認できる書類

①	住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）、住居確保給付金申請時確認書（様式 1-1 A）
②	本人確認書類（次のいずれかの書類。写真なしの場合は2つ求める場合があります。） ☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐住民基本台帳カード ☐一般旅券 ☐身体障害者手帳 ☐療育手帳 ☐精神障害者保健福祉手帳 ☐各種健康保険証 ☐住民票の写し ☐戸籍謄本 ☐住民票記載事項証明書 など
③	下記のいずれかを証する書類 ☐ <u>離職または廃業2年以内であることが確認できる書類の写し</u> ※ 離職票、雇用保険受給資格者証等がない場合は、給付振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。 ※ ただし、2年以内を要件としていますが、疾病、負傷、育児等のやむを得ない事情により、連続して30日以上求職活動ができなかった日数がある方は申し出てください。 ☐ <u>就業している個人の給与、その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由または都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し</u> ※ 雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約のアポイントがキャンセルになったことが確認できる何らかの書類。
④	申請者及び申請者と生計を共にしている同居の親族のうち、収入がある者についての収入が確認できる書類の写し ※ 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」、その他福祉手帳等。
⑤	申請者及び申請者と生計を共にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
⑥	賃貸借契約書の写し

手続きの流れ（申請～決定・振込までに1～2か月程度かかります。）

①	地域福祉課・地域福祉グループへご相談・申込み
②	不動産仲介業者等との調整 ※ 不動産仲介業者等に作成していただく書類などがありますので、 <u>ご自身で不動産仲介業者等へ調整</u> をお願いします。
③	当課で審査し、決定内容について本人へ通知 ※ 支給決定された場合のみ、不動産仲介業者・不動産管理会社等へも通知を発送します。
～以下は、支給決定された場合の流れ～	
④	物件を賃借している不動産仲介業者・不動産管理会社等に、住居確保給付金を支給決定された旨を本人から報告 ※ <u>家賃振込日の確認、管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担額等については、自ら別に支払う旨を説明・調整</u> してください。
⑤	不動産仲介業者・不動産管理会社等の指定の口座へ住居確保給付金の支給決定額が市役所から直接振り込まれる ※ 所得の状況によっては、住居確保給付金の支給対象額が差額分（一部支給）のみ貸主等の口座に直接振り込みます。 <u>自己負担額分（管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担分等）は、直接ご本人から不動産仲介業者にお支払いください。</u>
⑥	求職活動等を実施し、活動状況や生活状況を月4回以上、面談等により当課へ報告 ※ なお、住居確保給付金以外での生活にお困りのことがあれば随時ご相談ください。

☆ 総合支援資金貸付（住居入居費・生活支援費）について

- 住居入居費のほか当面の生活費が必要な場合は、霧島市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借り入れ相談が可能です。

住居確保給付金の適正な受給のために

①	就職等により新たな収入が見込まれる場合には、地域福祉課・地域福祉グループに必ず届出をしてください。
②	虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合には、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
③	本給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合には、当該不動産仲介業者等が関わる給付の振込を中止します。

次のような場合には、支給を中止することがあります。

①	誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、または就労支援に関する自治体の指示に従わない場合。 ※ 原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
②	受給中に常用就職等の理由で、収入基準額を超えた収入があった場合。 ※ 原則として、その収入が得られた月から支給を中止します。
③	住宅を退去した場合。（家主からの要請及び霧島市福祉事務所の指示による場合を除く。）
④	支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
⑤	禁固刑以上の刑に処された場合。
⑥	受給者または受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合。
⑦	生活保護費を受給した場合。
⑧	受給者本人からの申請により住居確保給付金（家賃補助）を中断し、中断決定から2年を経過した場合。
⑨	住居確保給付金（家賃補助）の中断期間中に受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合。
⑩	住宅確保給付金受給者（家賃補助）の死亡など、支給することができない事情が生じた場合。

※ 住居確保給付金の支給を中止する場合には、「住居確保給付金 支給中止通知書」によりお知らせします。



【お問い合わせ先】

〒899-4394 霧島市 国分中央 三丁目45番1号
霧島市 保健福祉部 地域福祉課 地域福祉グループ（市役所別館1F）
Tel 0995-55-4038（直通）